

五 奈良・平安時代

(一) 大化改新と律令国家誕生

大和王権(朝廷)では大王(天皇)のもとで中央豪族たちが政治の担い手となった。これら臣・連などの中央豪族のうち最有力者である大臣・大連と呼ばれ国政を担当したが、これらの大豪族はますます権力をつよめ、また、豪族間の権力闘争も激しさを増した。大連の相伴氏は六世紀初めに朝鮮半島政策の失敗で勢力を失い、替って大連となったのが物部氏だったが、大臣である蘇我氏は、六世紀末に蘇我馬子が物部守屋を滅ぼし、権力を独占するようになった。五九二年に即位した女帝推古天皇は、翌年聖徳太子を摂政とし国政にあたらせたが、聖徳太子は蘇我馬子と協力して、数々の政治改革をおこなった。冠位二階の制や憲法一七条の制定をおこない、『天皇記』『国記』を編纂したとも伝えられており、天皇を中心とする国家体制の確立に貢献した。また、六〇七年には、中国で後漢以来の統一国家である隋へ遣隋使を送り、中国の先進文化の吸収にも努めた。

中国では、六一八年に隋が滅び唐に替ったが、唐は律令制度の整備によって強力な中央集権的な国家をつくりあげ版図拡大につとめた。また、朝鮮半島では新羅が中央集権的な国家体制を整備しつつ、半島の統一に乗り出した。国内では蘇我氏が馬子のあと蝦夷・入鹿父子が権力を集中し、天皇家の権力を脅かすようになった。

このような海外の緊迫した情勢に対応し、国内の政治の乱れを打破するために、皇室を頂点とする強力な中央集権国家体制を樹立しようとする動きがみられるようになった。中大兄皇子は六四五年、中臣(藤原)鎌足らとともに討略をめぐらし、蝦夷・入鹿父子を滅ぼして政権を天皇家に奪回した(乙巳の変)。この年孝徳天皇が即位し、皇太子となった中大兄皇子は中臣鎌足や遣隋使として中国へ派遣され帰朝した人々とともに政治の改革にあたった。都も旧勢力のつよい飛鳥から難波へ移し、大化という日本では初めての年号をたてた。翌大化二年(六四六)年には、詔によって新しい中央集権的な政治の基本方針が示され、政治改革が断行された。これら一連の改革は、時の年号をとって大化改新と呼ばれている。

大化改新の基本方針は次の四ヶ条からなっていた。第一に、皇室や豪族がもっていた土地(屯倉・田荘)や人民(名代の民や子代の民・部曲など)を廃止して公地公民とし、豪族には食封などを支給すること。第二に、行政区画として都や国・郡などを設け、国司・郡司などを任命して、郡司や交通の制度を整えること。第三に、戸籍・計帳をつくり、それらをもとに班田收授の法をおこなうこと。第四に、調などの新しい税制をおこなうこと。

この改新詔をもとに、大化の五年間に諸改革を断行したというのが、一般のみかたであるが、最近の研究では、この詔や諸改革は、七世紀後半の諸改革を『日本書紀』の作爲により、溯らせたものであるという考えもある。

このころ日本を取り巻く東アジアの情勢はさらに緊迫の度を深めてきた。六六〇年に唐・新羅の連合軍に滅ぼされた百済の豪族たちの求めに応じて、斉明天皇は朝鮮半島に援軍を送ったが、六六三年白村江の戦いで破れ、朝鮮半島をしりぞいた。政府は六六四年に大宰府に水城を設け、以後大野城(福岡県大野城市周辺)・基肆城(佐賀県基山町周辺)・長門城(山口県下関周辺)・金田城(長崎県対馬)・屋島城(香川県)・高安城(奈良県)・大阪府

などを築城し、唐や新羅に対する防備をかためた。また、福岡県・佐賀県の有明海沿岸を中心とした山麓部などや山口県に分布する神籠石と呼ばれる遺跡も山城跡と考えられ、先の諸城と同様な機能をもったものと推定される。県内には佐賀市と神埼町にまたがる帯隈山神籠石と、武雄市おつぼ山神籠石がある。

先に大化改新を断行した中大兄皇子は六六八年近江の大津で即位し、天智天皇となったが、日本最初の令である近江令を制定し、最初の全国的な戸籍をつくるなど、大化改新の詔を基本とした政策を推進した。以後天武天皇の時の飛鳥浄御原令や大宝律令（七〇一年制定）によって律令は完成した。律とは犯罪に対する刑罰規定、令とは行政一般に対する規定であるが、以後この律令によって国政や地方の行政は運営されていった。平安時代初期以降は、律令の施行細則集として律令を補完し、それにとつて変わる法典である格・式によって国政は運営された。律令による中央集権国家の威厳を示すかのように、七一〇年、元明天皇のとき唐の長安にならった大規模な平城京（奈良の都）を造営した。以後平安京（京都）に都が移るまでの約八〇年間を一般に奈良時代と呼んでいる。

(二) 律令制度と仏教文化

行政組織と国土・国民の支配

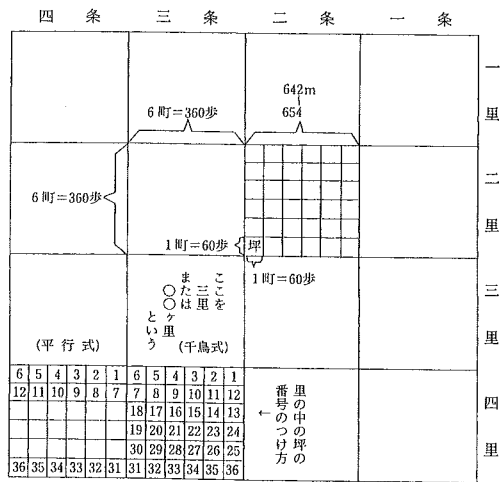
律令制度が整備されていく過程で、天皇の政府が所在する都城として飛鳥浄御原宮・難波京・藤原京が営まれ、

初めて本格的な都である平城京が建設された。平城京は約一〇〇〇以四方の正方形の東側に南北約七五〇以、東西約二四〇以の長方形の区画を加えたような平面形の整然と地割された大規模なもので、高度な土木建築技術によって造営された。北の東寄りには天皇の宮殿である内裏があり、その西には天皇と貴族などが国家儀式をおこなう大極殿、その南には貴族が会合し政治や儀式をおこなう朝堂院が設けられていた。律令政府は、国土と国民を直接支配するために政府の機構を整えた。政府には大政官と神祇官の二官を置き、大蔵省・宮内省・兵部省などの八省を設けた。

また国土を多くの国々に分け、諸国の内部はいくつかの郡（当初は評）に、郡の内部はいくつかの里に分けた。すなわち国・郡・里の行政区画を設けて、それぞれに行政官吏としての国司・郡司・里長がおかれたのである。

平城京周辺の大和・山城・河内・摂津・和泉の五ヶ国は畿内と呼ぶ特別な行政区画とし、他の諸国は東海道・東山道・北陸道・山陽道・山陰道・南海道・西海道の七つの地方区に分けられ（五畿七道）、都から地方には道別に官道（駅路）を敷設した。現在の九州は西海道と呼ばれ、筑前国・筑後国・豊前国・豊後国・肥前国・肥後国・日向国・薩摩国・大隅国の九国と志岐・対馬・多岐（種子島）の三島に分けられた。

そして西海道には他の各道とは異なって、九国三島の行政を監督し、対外的な外交や防備をもつかさどる上級の特別官庁として大宰府が、現在の福岡県太宰府市に設置された。大宰府は平城京の地方版ともいえるもので、東西約二・五、南北約二・二キロメートルの地域に整然とした都市として建設され、「遠の朝廷」とも呼ばれた。大宰府へは中央から長官である大宰帥以下多数の上級官僚が赴任した。大きな柱をもった瓦葺きの堂々たる庁舎の大宰府政庁は都市の北中央にあり、周辺には多くの倉庫や学業院・観世音寺などがあり、官吏たちの館も存在した。こ



条里制のしくみ

水田は道路や水路によって碁盤の目のように区画された。吉野ヶ里遺跡の吉野ヶ里も奈良時代の里名である

の違により、南北を里、東西を条と数えるところもある。この土地区画を条里制というのは、例えば或る場所を〇〇国〇〇郡〇〇条〇〇里というように、土地の場所が条と里の組合せによって呼ばれたからである。六町四方の里はさらに各辺を一町(約一〇八前後)毎に六等分し、畔畔や水路によって三六の区画に分け、この一町四方の区画を坪と呼んだ。坪は里の一隅から順に一ノ坪・二ノ坪・三ノ坪………三六ノ坪と呼ぶが、坪の順序には平行式に数える地方と、千鳥式に数える地方がある。県内においては神埼郡や小城郡など佐賀平野を中心に、この条里制の地割や遺称が良好に残ることで全国

口分田をはじめとするこれらの田地は、班田収授法を確実にかつ円滑にすることを目的として、国家の手によって整然と区画された。この土地区画制度を条里制(じょうりせい)という。一定の等間隔をもって東西と南北に直交する道路や畦畔・水路を設けて、田地を碁盤の目のように整然と区画するもので、現代の圃場整備事業に似ている。この条里制は一般には各国の郡単位におこなわれた。まず土地を東西南北六町(約六四八前後、使用した尺度の違いや時期によって多少異なる)に区画し、区切られた六町四方の一区画を里と呼び、これを一郡(あるいは数郡)単位で、東西を一条・二条・三条………条と数え、南北を一里・二里・三里………里と数えた。これは座標法

のころ那の津(博多津)は大宰府の外港として栄え、外国施設接待のために現在の福岡市博多区の平和台(福岡城跡)付近に鴻臚館がおかれた。律令政府は、国民を確実に掌握するために二つの戸口(戸籍と人口)調査を実施した。戸籍は六年毎に作成されるもので、後に述べる班田収授や氏族決定などの目的をもつてつくられた、戸を単位とする人口台帳である。戸籍には家族の性別・年齢・租(口分田に課される田租)などの課不課・受田額が記された。また、計帳は調庸を課するための台帳として毎年作成されるものである。これら戸籍・計帳の作成により、律令制度は末端の農民たちまで浸透した。律令政府は、戸籍により六年毎に六歳以上の国民に班田をおこなった。国民は大多数である良民と賤民(五色の賤：陵戸・官戸・家人・公奴婢と私奴婢)の二階層に大別されたが、原則として、良民や官有の賤民の男には二段(今の二反五畝：約二四アビ)、女子にはその三分の一(一六アビ)、民有の賤民(家人・私奴婢)には男女老幼の良民の三分の一(八アビ・五アビ強)の水田を与え、死亡すれば六年毎に収公した。国から与えられた水田を口分田(くぶんでん)というが、口分田は一年を限って他人に賃借することはできたが、売却することは禁じられていた。これらの規定を班田収授法というが、この法の目的とするところは、国民の生活(民生)を安定させるとともに徴税を確実にするためのものであり、豪族による田地の集中を防ぐことも大きな目的であった。田地には口分田以外のものとして、貴族の位(五位以上)に応じて与えられた位田、官吏の職に応じた俸給として与えられた職田、勲功のあった者に与えられた功田、特別な勲功があった者や高位高官などに別勅をもって与えられた賜田(みたま)、寺院や神社に与えられた寺田・神田などがあつた。このうち賜田は、平安時代には山野を数百町も賜ることが盛んにおこなわれ、後の荘園成立の要因ともなつた。

的に注目されている。

国民の生活と負担

律令制のもとで国民は、班田收授法によって口分田与えられるなど最低限の生活が保証された反面、国家に対して様々な負担が課せられた。一般の国民の負担としては租・庸・調・雑徭のほか兵役があった。田租である租はすべての口分田に課された。口分田一段につき稲二束二把（收穫量の約3%）が徴収され、粃にして郡衙や国衙の倉庫に、九州では大宰府にも送られて、それぞれの費用にあてられた。

調は穀物以外の生産物（各地方の特産物を含む）を徴収するもので、庸と雑徭は労役であった。ただし庸は労役の代わりに布や米を徴収する場合が多かった。雑徭は国司が一年間に、成年男子を対象に二〇〜六〇歳は六〇日以内、六一〜六五歳は三〇日以内、一七〜二〇歳未満は一五日以内を限度として、国内の土木工事などに使役するものであった。例えば肥前国の人々は、肥前国の役所（国衙・国庁）や各郡の役所（郡衙）の造営、官道の建設や駅家の建築、条里制の土地区画の工事など、様々な過重な労働に使役されたのである。調や庸は成年男子に課せられた税であったが、これを都・大宰府へ運ばねばならず、兵役・雑徭などとともに大きな負担となった。平城京や大宰府の発掘調査では、地方から運ばれてきた調・庸の荷札用の木簡が多く出土している。平城京から出土した木簡のうち肥前国関係のものとして神埼郡と藤津郡から送られた綿につけられたものが五点程ある。

政府は国防と国内の治安を維持するために、国々に幾つかの軍団を配置し、都には首都警備のための衛士府・

衛門府。兵衛府などの役所を設けた。兵役は軍団の兵士や衛士府の衛士などは二一〜六〇歳までの成年男子の中から三〜四人に一人の割合で強制的に徴兵されるものであった。兵士は主にそれぞれの国内の軍団に配属されるのが一般的で、百日の内交替で一〇日程度勤務したが、衛士として都に一年間、また防人として北九州地方へ三年間派遣されたものもあり、大きな負担となった。

仏教文化の隆盛

それまでの仏教文化であった飛鳥文化や白鳳文化は発展し、奈良時代になって天平文化が花開いた。律令国家の繁栄と遣唐使などによって流入した唐の進んだ文化の影響が色濃い文化で、『古事記』や『日本書紀』などの国史や『風土記』などの編纂や、『懷風藻』『万葉集』などの文学作品も編まれた。律令国家の正史ともいべき国史は、『日本書紀』以降『続日本紀』など一〇世紀初めまで編纂され六国史と呼ばれている。

また仏教によって国家を鎮護する（ちんご）という鎮護国家の思想に基づき、国家が仏教を厚く保護したため、仏教文化が隆盛をきわめた。鑑真など中国から高僧の来日もあり、大和には法隆寺や東大寺・薬師寺などの南都六宗の大寺院は、政府の保護のもと仏教に関する経典の学問や仏教美術の中心となった。寺院も盛んに建立され、仏像・仏画も盛んに製作された。薬師寺東塔や東大寺法華堂などが現存している。特に聖武天皇の御物である武器・武器や文房具・仏具・楽器・薬品などを収めた東大寺正倉院の膨大な量の資料は、律令国家成熟と国際性豊かな仏教文化である天平文化を代表するものとして貴重である。鎮護国家思想の地方版として、東大寺を中心として各

国に建立された国分寺と国分尼寺や、有力な郡司らが建立したらしい寺院が存在する。これらの寺院や僧侶たちによって、仏教文化は地方にまで浸透していった。

(三) 奈良時代の社会混乱と平安京遷都

奈良時代には、律令制度による組織だった行政が可能だったため、天皇を中心とした一大中央集権国家が建設されたが、奈良時代も終わりに近づくこと、政権内部の抗争など社会情勢が大きく変化し国内は動揺した。また、一般の国民も、口分田や畑などの耕地や宅地を国家から与えられ生活の最低保証がなされていたものの、収入に較べ税などの負担が重かったため生活を維持できなくなり、浮浪人や盗賊が増加し、次第に社会不安は高まり、国家財政にも大きな影響を及ぼすようになった。

これら一般国民とは対照的に、貴族・官人や社寺などは、国家から与えられた種々の特権を巧みに利用して土地を占有するようになった。国民の人口増加や逃亡農民の荒廃した口分田などの増加に対して、政府は養老六年(七二二)に百万町歩の開墾計画を立てた。さらに翌養老七年に三世一身法、天平一五年(七四三)に墾田永代私有法を施行したため、貴族や社寺は私有地の獲得に努めた。このようにして拡大した私有地は、後に公有地に対して荘園と呼ばれる広大な私有地となっていた。

また、奈良時代の前半代からすでに藤原不比等やその四子、さらには橘諸兄・玄昉・吉備真備らが天皇の信任を得て思いのままに権勢をふるい、天皇を中心とする律令政治は貴族中心の政治という意味合いがよくなった。

天平十二年(七四〇)には、不比等の孫の藤原広嗣が藤原氏の家運を盛り返すため北九州大宰府で反乱を起こすなどの事件もあり、奈良時代末までに国内の混乱は大きくなっていった。

奈良時代末の国内の混乱に対し、藤原氏を中心とした貴族の間には、天皇を中心とした律令国家再建への動きが見られるようになり、時の光仁天皇は行政の簡素化や国司・僧侶に対する監督を厳しくするなど、律令政治の復興に力をいれた。光仁天皇の意思を受け継いだ桓武天皇は、寺院勢力がよかつた奈良の地を離れて、延暦十三年(七九四)に今の京都に遷都した。この都は平安京といい、武家である源頼朝によって鎌倉に幕府が開かれるまで、国政の中心が平安京にあった約四〇〇年間を、平安時代と呼んでいる。なお、天皇の所在地としての都は、江戸時代が終わるまでそのまま京都に置かれた。

桓武天皇は、班田の收授を従来の六年から一二年毎とし励行させたり、国司の監督を厳しくするため勘解由使を任命したり、各地の軍団を廃止し武術に巧みな健児けんぎを採用し兵士の質をたかめるなどの律令制の改革をおこなった。その後も歴代の天皇は様々な改革をおこない、律令制の維持に努めたが、一〇〇年ほどで行きづまり、一〇世紀前半の醍醐・村上両天皇のいわゆる延喜・天曆の治を最後に、律令体制は急速に崩壊していった。

(四) 荘園の発達と武士の発生

九世紀初めに嵯峨天皇の信任を得た藤原冬嗣以来、藤原氏(北家)は他の貴族を巧みに排し、天皇の外戚となることに努め、九六九年の安和の変により、政治の実験を握った。天皇が幼少の場合は摂政、天皇の成長後は関

白として実際の政治をおこなった。このような政治形態は摂関政治せつかんせいじと呼ばれるが、特に藤原道長・頼通時代（一〇世紀末から一一世紀半ばすぎ）は摂関政治の全盛期で、大化改新以後の律令政治は事実上形骸化してしまった。経済力や労働力に富む貴族や寺社は、公民や浮浪者を雇って山林・原野・池溝を開墾したり、公民が開墾した田地を買収したりして広大な土地を経営した。このような私的所有地を荘園（庄園）といい、荘園名は所在地の地名をとって「□□ノ荘」と呼んだ。荘園の所有者（領主）は、現地経営のため荘官をおいて経営にあたらせ、浮浪人や多くの農民（公民）は荘民となって耕作にあたった。当初荘園の基礎となった墾田は租税の対象であったが、九世紀中ころになると、荘園領主のうち有力な者の中には、政府や国司と折衝して土地および農民に対する租税を免除される特権や、役人の立入りを拒否できる特権（不輸・不入の権）を得たものもあった。こうして律令の理念であった公地公民制はこわれ、土地や人民は完全な私地・私民となっていったのである。

また裕福な農民の中には、国衙領（国司の私有地と化した公領）や荘園内の土地を賃借して独立経営をおこなった。これらの農民は田堵と呼ばれたが、一〇世紀以降には耕作権も強まり、他の私有地などを買収して小さな地主となったが、かれらは一一世紀後半からの院政期ころから、みずからの名をつけた名あるいは名田の名主と呼ばれるようになった。

摂関政治や後の院政がおこなわれた時代を通して、特に地方政治の混乱は著しくなったが、もはや国家の力では治安を維持することは不可能な状況であった。平安時代の中ころから、国衙領の役人や荘園の荘官たちは一族や従者を率いて武装し、領内の治安を維持しつつ土地や人民を確保し、あるいは勢力を拡大していった。これが武士の始まりであり、さらに彼らは連合して武士団を形成し、大武士団の統率者である棟梁のもとに団結するよ

うになった。関東地方で起こった平将門の乱や、瀬戸内地方から九州大宰府にわたる藤原純友の乱は、時の年号をとって承平・天慶の乱（九三五〜九四一）と呼ばれ、最初の地方武士団の大反乱として知られている。

全国的な組織をもつ武士団の棟梁となったのは、それぞれ天皇を祖とおく桓武平氏と清和源氏であった。白河上皇以来の院政の軍事力であった北面の武士の設置などは、武士階級の成長を促し、院政時代を通して源氏と平氏の力は強大なものとなっていった。院政のさなか鳥羽上皇がなくなると、朝廷内部や貴族間の権力闘争が激しくなり、保元の乱（一一五六年）・平治の乱（一一五九年）を通して武士の実力が明白となった。このようにして天皇・貴族主導の古代社会は崩壊し、時代は武士主導の中世社会へと変わった。

（五）平安時代の文化

平安時代の文化は、平安遷都後九世紀末までの弘仁・貞観文化、一〇世紀以後の摂関政治時代の国風文化（藤原文化）に大別される。奈良時代の仏教は、鎮護国家の思想のもと、国家の保護を受けて発展した。特に聖武天皇は都に東大寺、諸国に国分寺をその勅によって建立するなど、厚く仏教を保護した。このような仏教保護によって次第に寺院勢力が強まり、すでに八世紀前半の内から、政治に介入する僧侶も現れるようになった。

桓武天皇や嵯峨天皇らは、このような事態を回避すべく、寺院・僧侶の活動を厳しく監督して、仏教刷新の方策を講じた。唐から帰朝した最澄や空海は、朝廷の保護のもと八〇五年にそれぞれ天台宗・真言宗を開いたが、この二宗派は平安時代の仏教の主流となっていた。新しい都で展開した新しい文化は弘仁・貞観文化と呼ばれ、

密教的な新仏教と唐文化を吸収しての漢文学の発展などで代表される。遣唐使などによって吸収されていた大陸文化は、遣唐使の廃止等によって流入が止まったが、それまでには消化され、単に大陸風というのではなく日本的に熟成した。この文化は唐風文化に対し国風文化または藤原文化と呼ばれ、仮名と国文学、浄土教の発達、建築・美術工芸の国風化などで代表される。

(六) 奈良・平安時代の郷土

肥前国と佐嘉郡の成立

『肥前風土記』によると、肥前国は、もと肥後国と合わせて一つの国（火国）であったと伝えているが、火国から二つの国に分かれた時期については確かなことはわからない。肥前国の名が初めて史料に登場するのは『続日本紀』天平十二年（七四〇）の条であるが、肥後国の名が史料的には六九六年にみえており、筑紫の他の国々も七世紀末を主として八世紀初頭までには史料に登場するので、肥前国の成立時期も七世紀末前後と考えてよい。

現在の佐賀県全域と長崎県の大部分を統治する役所である肥前国庁は、佐賀郡大和町の大字久地井の惣座集落南に存在した。県教育委員会が昭和四九年から一〇カ年計画で実施した発掘や平成九年から十年にかけて大和町教育委員会が実施した保存整備のための発掘調査によって国庁の全容がほぼ明らかになった。国庁は、堀と築地で囲まれた南北一〇四・五以、東西七二・二以の平面長方形区画の中に様々な建物が設けられていた。その内部

中央に、正殿（東西に回廊が取りつく）が、その南北にそれぞれ前殿・後殿が、前殿の東西左右には脇殿が配置され、南の中央には、南門が設けられていた。もちろんこれらの大型建物は瓦葺きであった。建物跡の配置関係は、都の大極殿と朝堂院を簡略化したものと考えられる大宰府政庁の建物配置と類似しており、西海道を治めた大宰府政庁とその一国である肥前国政庁との関係の深さをうかがわせている。この政庁跡周辺の発掘調査でも、国の各種業務に携わる曹司と呼ばれる事務所跡や倉庫跡群、国司館跡と考えられる建物跡なども多く発掘されている。

国には人口や耕地面積などの多少によって大国・上国・中国・下国の四等級があったが、『延喜式』によれば、肥前国は天平宝字元年（七五七）ころに中国から上国へと昇格している。各国には国司と呼ばれる上級役人が配置されたが、国の等級によってその数は相違する。上国の肥前国の場合、律令によると、国司である「守」・「介」・「掾」・「目」の四等官がそれぞれ一人と、下級書記官である史生が三人、その他の事務などをおこなう係丁が四三〇人の合計四三七人が肥前国の役所で働く職員数となる。肥前国の国司（守）の中で特に有名な人物として吉備真備がいる。遣唐使に留学生として加わり、各種の学芸に通じ橘諸兄の下で活躍し、後に藤原仲麻呂によって筑前守に左遷され、再度入唐して帰朝後右大臣の要職に昇ったが、その後の政変によって肥前守に左遷された人物である。

役人たちの家族、近くにその位置が推定される佐嘉郡衙や佐嘉駅家の役人や家族、肥前国分寺・国分尼寺の僧を含めると大和町周辺は、数千人の人々が賑わっていたものと考えられる。大和町北部のいたるところで建物跡など奈良時代の遺構が数多く発見されるのは、このことを裏付けている。

とも八世紀初頭までには肥前国のその他の郡が成立していたものと考えられる。佐嘉の名のおこりを『肥前風土記』は、先に述べた大荒田が賢女であることから名づけたという以外に、「昔、樟の木がこの村に一株生えていた。幹や枝は秀高で、莖や葉は繁茂し、朝日の影は杵島郡の蒲川山をおおい、暮日の影は養父郡の草横山をおおった。日本武尊が巡幸の時、樟が茂り榮えているのを見て『この国は榮の国というべし』とおっしゃった。よって榮郡といった。後に改めて佐嘉郡と名づけた」と記している。

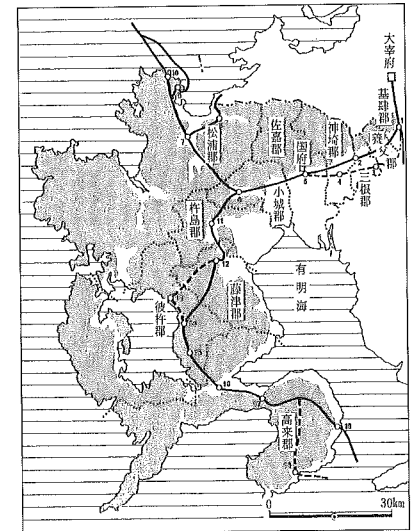
肥前国内の郡衙の所在地は、ほとんどの郡で不明であるが、近年の各種開発事業に伴う発掘調査によって、郡衙や駅家の可能性が高い遺跡が発掘されている。鳥栖市八ツ並金丸遺跡（基肄郡衙関連）、鳥栖市蔵上遺跡（養父郡衙関連）、中原町原古賀六本黒木遺跡（三根郡衙か）、上峰町坊所一本谷遺跡（三根郡衙関連）、吉野ヶ里・馬郡竹原地区（神埼郡衙や神埼駅家か）、塩田町大黒町遺跡（藤津郡衙・藤津駅家関連）などである。建ち並ぶ掘立柱建物跡群多数や硯・水滴などの文房具のほか、木簡・墨書土器などの文字資料も多数出土している。

郡名	所在地	郷	里	駅	烽	寺
基肄郡	基山町城と鳥栖市北東部	6	17	1		
養父郡	鳥栖市南西部	4	12		1	
三根郡	中原・北茂安・上峰・三根町城	6	17	1		
神埼郡	神埼郡城と佐賀市蓮池町城	9	26	1	1	1
佐嘉郡	佐賀市郡城	6	19	1		1
小城郡	小城郡と多久市城	7	20	1	1	
松浦郡	東・西・南・北松浦郡と唐津・伊万里市城	11	26	5	8	
杵島郡	杵島郡城と武雄市城	4	13	1		
藤津郡	藤津郡城と鹿島市城	4	9	1	1	
彼杵郡	東・西彼杵郡城	4	7	2	3	
高来郡	島原地方	9	21	4	5	
合計		70	187	18	20	2

肥前国の諸郡と郷・里、施設
『肥前風土記』による

各国の国庁所在地では、方八町（約八五六ハ四方）とかいうように、京のような都市である国府を形成していたと考えられているが、どうも本格的な都市計画によって造営されたものではないらしい。国庁周辺には、国家の鎮護や除災招福を祈るための国分寺や国分尼寺、国内の神社の祭神を集めて国司の参拜に便じた総社、国印や正倉の鍵などを保管した印鑰社などがあった。肥前の場合でも、国庁の南を官道が通じ、周辺には国分寺跡や国分尼寺跡が存在するし、印鑰神社や、総社の名残りと考えられる惣座という地名も現存している。

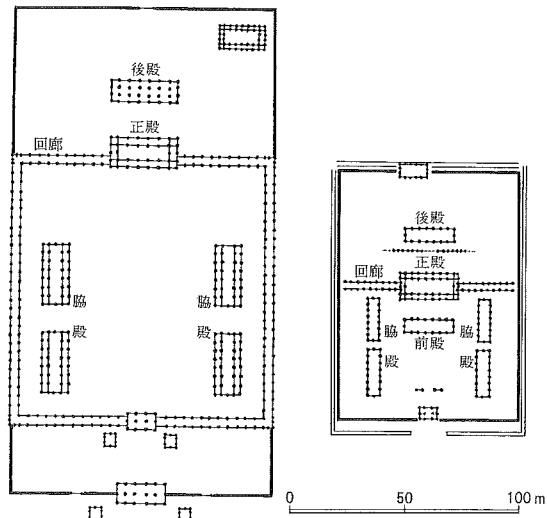
『肥前風土記』によると、肥前国には東から基肄郡・養父郡・三根郡・神埼郡・佐嘉郡・小城郡・松浦郡・杵島郡・藤津郡・彼杵郡・高来郡の一一の郡が存在していたが、各郡には郡役所である郡衙や、官道沿いには駅家、防備のための烽、寺などが存在していた。佐嘉郡には郷六所、里一九、駅一所、寺一一所とあり、一一郷の松浦郡、九郷の神埼郡と高来郡、七郷の小城郡について、基肄郡・三根郡とともに五番目の規模の郡であり、駅や寺を備えた整備された郡であることが理解できる。久保田町が属する（町域の一部が小城郡に属したこともある）佐嘉郡の成立時期についての確かな史料はないが、平城宮の発掘調査によって出土した木簡の中に、肥前国神埼郡から送られてきた養老□□（養老年間は七一七年〜七二四年）、神亀二年（七二五）の荷札があるので、少なく



肥前国の諸郡と駅路（官道）
農業生産に適した肥前国東部に多くの郡が設けられた。

から西方の延喜社にかけての二帯、神埼町の祇園原周辺、神埼町から三田川にかけての吉野ケ里遺跡周辺、三田川町の鳥隈周辺に存在する帯状の水田や切通しは、この奈良時代の官道の痕跡である。この官道は平安時代前期に二里（約一三〇〇m）南へ変更されたと考えられる。この道に沿って存在する三田川町下中杖遺跡をはじめとする佐賀平野の平安時代集落の中には、中国晩唐から宋時代（平安時代から鎌倉時代）にかけての陶磁器を多数出土するものが多く存在する。

脊振山地の南麓には、大宰府さらには都へと通じる官道周辺に国庁や郡衙、駅家が営まれるなど、多くの官人が集う都的な文化が栄えた。しかし、国庁周辺の国府や郡衙の華やかさとは対照的に、一般農村の生活は全時代とあまり変わることはなかった。奈良時代とそれ以降の住居跡や集落跡は、現在の集落と同様な立地をとっていたものと考えられ、その発掘例こそ少ないが、一般農村の住居は竪穴住居であり、少数の小規模な掘立柱建物の倉庫を伴っていたようである。竪穴住居跡の内部には壁の一隅に竈が付いており、甗で炊飯していたことが分かる。この竈と甗の組合せは古墳時代中ごろ以降のことで、



大宰府政庁と肥前国庁（右）
大宰府管内の肥前国の役所は大宰府政庁をモデルにしている（『古代の役所』より）

各郡にも里数（のち郷数）の多少をもとに大郡・上郡・中郡・小郡の五つの等級がつけられたが、佐嘉郡は風土記によると六郷の下郡となっている。郡の役人である郡司の定員は下郡の場合、大領（国司の守に相当）一名・小領（介に相当）一名・主帳（主典に相当）一名の三官であり、主政（掾に相当）は配置されなかった。国司が中央から派遣されるのに対し、郡司は旧県主や国造などの在地豪族の中から任命されたが、終身官でその職は子孫に引き継がれた。郡司以外に、多種の業務に携わる徭丁八二名を置くこととなっており、このほか正規の任命手続きを経ない役人や定数外の下級官人がいた。

また『風土記』には「佐嘉郡駅宅所」とあるが、駅家は公務をおびて旅行する役人や五位以上の私的旅行者のために人馬を継ぎたてたり宿泊させるための重要な施設であり、庁舎や倉庫・厩舎などの建物があり、駅長はじめ多くの職員がその対応に当たった。律令によると、官道には原則として三〇里（現在の約一六キロメートル）毎に駅が設けられた。佐嘉郡衙や佐嘉駅の所在地についてはまだ不明であるが、肥前国庁の東方、夥しい数の掘立柱建物跡群が発掘されている現在の大和町尼寺一帯と考えられる。このように大和町北部一帯には国庁や郡衙・駅家の役人とその家族を含めると、周辺には数千人の人々が住んでいたことになり、周辺の農村地帯とはちがった人口が集中する都市的な景観が推定される。なお小郡の小城郡衙の職員数も律令の規定では佐嘉郡と同数である。

佐賀平野では、肥前国庁と大宰府を結ぶ官道（駅路）の跡が中原町から大和町にかけての約一七キロメートル間で確認されている。発掘調査の結果、両側に側溝を設けた本格的な道路で、幅は一般的に約一五メートル前後と大規模なものであったことが判明した。糸里地割の里境線上を東西に一直線に建設されている。大和町尼寺の旧交差点から国分寺の南一帯、佐賀市では金立集落の南端、金立神社の一の鳥居が存在するあたり（現在警察の交番の位置）

近年までの炊飯の基本となった。『万葉集』の中の山上憶良（当時筑前守）のいわゆる貧窮問答歌（八世紀中ごろ）からは、貧困にあえぐ農民の姿がしのばれる。国民は律令制の根幹である様々な税や負担で疲弊しきっていたのである。

水田は条里制によって碁盤の目のように整然と区画され、その中に農村が散在した。条里制の地割は、佐賀平野の場合山麓部より以南で施行された。神埼郡や小城郡には条里制にかかわる地割や地名が良好に残っている。佐賀市南部の南里や正里、三日月町の四条や五条・有明町の六ヶ里・戸（十）ヶ里、三田川町の吉野ヶ里、千代田町の十条、神埼町の石井ヶ里や平ヶ里・神埼ヶ里・駅ヶ里、東脊振村の大塚ヶ里など、各地で現在まで地名にその痕跡をとどめているが、地割は近年の圃場整備事業により埋められたり改変されるなどして、見ることはできない。

舒明天皇二年（六三〇）に始まり、寛平六年（八九四）に菅原道真の建議により廃止された遣唐使以後、中国との国交は開かれなかった。中国では唐の後九六〇年に宋（北宋）が建国され、朝鮮半島では九三六年新羅に代わって高麗が半島を統一した。日本は対外的な貿易を禁じたため、貿易は宋船の来航によってのみおこなわれた。宋船の来航港としては博多のみが公認された。博多は律令制の成立とともに大宰府の機構の一つとして筑紫館などと呼ばれ、来朝する施設の応接や、遣隋使・遣唐使の発着地として重要な役割を果たした。平安時代にはこの館は鴻臚館と呼ばれ、対唐・対宋貿易の管理所的な機能をもった。貿易に際しては、政府は都から交易の役人を派遣して買い上げた後、民間人の取引を許した。一〇世紀ころになると、交易権は大宰府に移り、不正をおこなう府官も現れ、一一世紀になると大宰府鴻臚館は実質機能しなくなったと考えられている。なお、当時の中国か

らの輸入品は、織物・書籍・香料・陶磁器・銅銭その他の文物であり、日本からの輸出品は金・硫黄・刀剣・漆器などが主なものであった。

佐賀平野の平安時代以降の遺跡から、中国製や一部朝鮮半島製の陶磁器が多く出土することは、この辺りの状況を反映しているものと考えられる。『長秋記』の平忠盛が一二世紀前半におこなった対宋貿易にみるように、神埼荘には対外貿易にたえる港があったことが窺え、それ以前から大宰府の機能が弱体化する過程で、外国の貿易船を神埼の地へ来航させての私的な貿易が存在していた可能性もある。また、『御堂関白記』にみえる神埼荘司豊島方人など大宰府高官の近親者かつ大宰府官とも考えられる有力者は、大宰府を媒介として神埼荘の荘司となつて支配をかため、貿易の利にあずかっていたとも考えられる。律令制の緩みに乗じて、このような私的な貿易が、同じ有明海沿岸に位置する川副荘など他の荘園でも日常的におこなわれていた可能性がよい。

佐賀平野の人々は、そのほとんどが、律令制の崩壊と荘園化の過程で、班田農民から荘園の荘民と化したと考えられるが、中には名田の名主や武士となったものも存在したと思われる。

仏教文化の波及

六世紀中ごろの仏教伝来以来、都では古墳に代わって貴族の私的な寺院も建立されるようになり、埋葬法も仏教思想に基づく火葬が主流となつていった。都で隆盛をきわめた寺院を中心とした仏教文化は、中央貴族である国司の地方派遣や、他の官人たちの中央や大宰府への往来、あるいは詔によって各国に建立された国分寺・国分



佐嘉郡・小城郡の奈良時代寺院出土の古瓦
(それぞれ上が軒丸瓦、下が軒平瓦)

尼寺などをおして次第に浸透していった。

肥前国の国分寺と国分尼寺は、古くから大和町大字尼寺真島（通称国分）にある現在の国分寺一帯であるといわれてきたが、昭和四十九・五十年に県教育委員会によって国分寺跡の発掘調査がおこなわれた。整地跡・建物基壇跡・掘立柱建物跡・礎石・溝跡などが発掘され、方二町（二二六以四方）の寺域と、金堂・講堂・塔などの伽藍配置が推定された。また、その二町西からは方一町と考えられる国分尼寺の区画と考えられる溝跡も発掘されている。国分寺・国分尼寺ともに瓦葺の建物によって構成されていた。

また、国分寺・国分尼寺跡以外に、県内各地には奈良時代の寺院跡と考えられる遺跡が現在六ヶ所で確認されている。基山町の基肆城四王院跡・上峰町の塔ノ塚廃寺・東脊振村の辛上廃寺・大和町の大願寺廃寺・小城町の寺浦（晴気）廃寺・浜玉町の弥勒知識寺跡である。これらの寺院は、郡司を出すような豪族クラスによって建立されたものだろうと推定されている。

このうち大和町の大願寺廃寺は、先の佐賀君児公が宝亀七・八年（七七六・七七七）に南都七大寺の一つである奈良の大安寺の高僧戒明を招いて華嚴経を講ずる安居会を催したと考えられる寺である。現在の大願寺集落に存在する五社明神社周辺に礎石が遺存しており、奈良時代の古瓦も多く採集されている。また、昭和四十六年（一九七二）千葉県成田市から「以宝亀五年、二月十二日肥前国佐嘉郡椅寺之鐘」と鑄出された高さ三四センチの小型銅鐘が発掘されたが、宝亀五年（七七四）には椅寺という寺院が佐嘉郡に存在していたことが分かった。先の佐賀君児公が宝亀七・八年に安居会を催した時期とほぼ一致することなどから、大願寺廃寺の寺名がこの「椅寺」であったとする説が有力となっている。

また、仏教思想の波及によって、僧侶はもちろん豪族の間にも火葬の風習が流行した。県内各地でも焼骨を納めた蔵骨器（須恵器や土師器の骨壺）が、大和町小隈、小城町峰山、三日月町東分などのほか、鳥栖市から鹿島市にかけての山麓部や丘陵上から多数発見されている。『脊振山靈験』や『脊振山縁起』によると、八世紀初頭の和銅年間に元明天皇の勅によって湛蒼が開いたとされる霊仙寺をはじめとする、いわゆる脊振千坊における活動が、少なくとも平安時代後半から活発になり、脊振山が初めて歴史上注目されるようになる。

なお、町内上恒安の三学寺は、寛政元年（一七八九）の『寺社差出』によると、承和五年（八三八）疫病防止のために大宰府の田村俊仁が僧仁海に創建させた寺院とされている。中世の大友氏の兵乱での火災で、創建などに関する文書も焼失したが、鎌倉時代作の「木造阿弥陀如来坐像」は、佐賀県重要文化財に指定され保存されている。

佐賀の荘園と武士

佐賀平野の荘園としては、神埼荘・川副荘などが著名である。『続日本紀』には、承和三年（八三六）に肥前国神埼郡の空閑地六九〇町が、勅旨によって国費で

荒廢地や山野を開墾し皇室領の田地とされたと記されているが、この勅旨田は、全国的にみても有数の広さを誇っており、後に神埼荘へ推移したものと考えられる。神埼荘が初めて史料にみえるのは、藤原道長のことを記した『御堂関白記』長和四年（一〇一五）の条に、道長が宋僧念救の帰国に託して天台山大慈寺に作物料を送ろうとしたとあり、その時念救は神埼御荘司であった豊島方人が下向するのについて下向したという記事であり、長和四年より以前には皇室領荘園となっていたことが知られる。後の記録からは院領荘園となっており、『長秋記』長承二年（一一三三）の条に宋船の神埼荘漂着に際し、院司であり神埼荘司であった平忠盛（清盛の父）が院宣と号して貿易を独占したという記事がある。神埼の地が時の権力の変化に従って、皇室と摂関家・院と平氏の經濟基盤となっていたことが理解できる。

川副荘は先の『長秋記』大治五年（一一三〇）の条にみえる荘園で、佐賀市北川副町や川副町一帯がその範囲であり、一三世紀末までには一五〇〇町以上の大規模なものに発展している。鳥羽上皇の勅願で建立された最勝寺領となっており、一一世紀末から一二世紀初頭に成立したものと考えられている。その他の荘園として、杵島荘・中津荘・佐嘉荘・鳥栖荘など院領や大宰府観世音寺領・仁和寺領などの数多くの荘園が存在した。また、久保田町と関係する荘園として安富荘や太（大）俣荘、蟻久荘などがあり、中世・近世の記録や石造物にその名が記されている。

九州地方では、承平・天慶の乱での藤原純友による大宰府襲撃（九四一年）以後、武士団が成長してゆく状況が、幾つかの史料によって知られる。天慶九年（九四六）、大宰府の高官が「大宰府管内では、暴狂勇敢な連中が徒党をなして、兵器をねり、人馬を集め狩猟や借金の取立てを口実にして郡司を脅かし、庶民から牛馬を略奪してい

る」と奏上していることから、九州にも武士勢力が成長してきた状況を窺うことができる。寛仁三年（一〇一九）の刀伊の入寇に対して藤原隆家のもとに結集した北九州地方の勢力がこれを撃退したことは、当地方における武士団の成立と関連して重要である。その際肥前松浦郡で刀伊を撃退した前肥前源知（松浦党の祖といわれる）の存在は、肥前にも武士団形成の兆しがあったことを示している。『河上神社文書』や『龍造寺文書』にある窪田高直や竹野兼俊などの武士による乱暴狼藉の記事から、平安時代のうちには県内の佐賀平野部にも幾つかの武士団が存在していたことが知れる。窪田高直は久保田町と関係の深い武士と考えられている。

奈良・平安時代の久保田

奈良・平安時代の本町の状況を知ることができる資料は少ない。しかし、近年の上恒安遺跡の数次にわたる発掘調査によって、奈良時代の遺物や、平安時代前期の井戸らしい穴や掘り込みなどから土師器や須恵器が出土し、一帯が古墳時代以来、奈良・平安時代にかけて生活の場となっていたことが判明した。どのような性格をもつ集落なのかなど詳しい内容を知るだけの情報はなく、今後の調査に期待される。

また、町域西部の大字久保田には奈良時代に施行された条里制の地名のなごりとも言われる地名として、「三ノ坪」、「十七」、「下十七」、「八ノ坪」（対岸の佐賀市嘉瀬町には「十五」という地名がある）などの数詞のついた地名や「中ノ坪」「大坪」「永里」といった坪や里のつく地名も存在し、中世文書には「嶋のつほ」「大坪」「いノ坪」なども存在する。町域北部以外で古代の遺物や遺跡が確認されないことや、小城郡や神埼郡の条里の坪付け（千

鳥式の坪の並べ方」とはまったく異質なものであり、地形や地質など地理的にみても奈良時代の条里制に伴うものと考えられず、現状では後の時代に別の理由でついた地名と考えたほうがよさそうである。

有明海沿岸の大小河川の河口は、弥生時代以来、他地域あるいは中国大陸・朝鮮半島との交易・外交などの交流の窓口である港が存在したことは、弥生時代から古墳時代にかけての東海地方以西の土器や朝鮮半島系の土器容易に想像される。また、平安時代前期には、輸入されて間もない中国製陶磁器が熊本県から佐賀県にかけての有明海沿岸から多数出土することや、先の『御堂関白記』の記事や『長秋記』の記事に加え、『御室相承記』久安四年（一一四八）の条の「杵島荘から孔雀が献上された」という記事は、佐賀平野の有明海沿岸に古くから港が存在したことを裏付けている。中国明時代の『壽海図編』や『図書編』には、有明海沿岸の「言奴氣子」（現在の大川市榎津）や「鉄来」（諸富町寺井）、「法司奴一計」（佐賀市蓮池）、「為客舎」（嘉瀬）など室町時代の港の名が記されている。古墳時代前期の上恒安遺跡では、有力者の館が営まれ外来系の土器が出土するなど、有明海をつうじた交易の玄関口としての性格が考えられ、奈良・平安時代に至っても同様な性格をもつ集落や施設が町北部に存在した可能性もある。

いずれにせよ、奈良時代から平安時代にかけて、南へと陸化が進み、開拓も進んだことが中世の様々な記録によって知ることができるが、平安時代も終わりに近づいた一二世紀以降に急速に開拓が進んだものと考えられている。

鑑真と久保田

日本に仏教文化を伝えた一人に唐僧鑑真がいる。留学中の日本の修行僧らに請われて来日し、大和（奈良県）に唐招提寺を創建した高僧で、井上靖の小説『天平の甍』のモデルとなったことでも知られる。鑑真は六八八年（唐の揚州に生まれ、聖武天皇の勅命で遣唐使修行僧栄叡らが日本への渡航要請を重ね、五度の失敗の末に薩摩（鹿児島）の坊津に漂着した。薩摩から大宰府までの行程は記載されず不明だが、薩摩でほとんど休息しなかつたとしても五日以内で大宰府に達したことになり、陸路ではなく海路をとったとしか考えられない。有明海へ入り肥前で上陸し、筑後川から、宝満川を経て大宰府へ到ったという説や、肥前から官道（駅路）を経て大宰府へ到ったという説が有力であり、佐賀の上陸地としては鹿瀬津（嘉瀬津）が有力である。

有明海をつうじた中国との航路については、古くは弥生時代から推定され、古墳時代以降のことを記した記録にもたびたび登場する。『日本書紀』雄略天皇十年の条に「献上される鸞鳥が水間君または額県主の犬に食い殺された」とあり、船が筑後川河口に近い現在の三養基郡三根町（対岸が福岡県三浦郡）へ着いたらしいことや、先に記した『御堂関白記』・『長秋記』で明らかであり、鎌倉時代に成立した『平家物語』・『源平盛衰記』や先の中国明書からは「鹿瀬津」の存在を知ることができ、鹿瀬津が古くから有明海沿岸の主要な港津であったことが分かる。奈良時代に肥前の国庁が嘉瀬川に接する位置に設けられたことも偶然ではない。

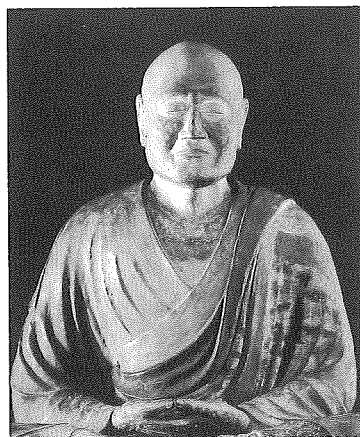
鑑真は、天平勝宝五年（七五三）に実現した揚州からの遣唐使船での渡海で、薩摩の秋妻屋浦（坊津の秋目）

中世



香 椎 神 社

二月に勅使として来日した鑑真を東大寺に安置した人物である。二人の日本への来着時期や入京の時期に共通性が多く、同じ遣唐使船団での渡海であった可能性も高い。鑑真の来日は鎮護国家をめざす天皇の悲願であり、霊亀二年（七一六）から十八年間遣唐使として唐にとどまった経験があり遣唐使として再入唐した吉備真備の目的の一つに、この悲願達成があったかもしれない。鑑真と真備との唐での親密な関係はたやすく推定されるし、来日にあたって鑑真が、真備のかつての赴任先であった肥前・大宰府（筑前）へ到ったことは偶然ではないかも知れない。奈良の名僧鑑真が久保田町に上陸した可能性が存在することに、古代のロマンが感じられる。



鑑 真 像
(唐招提寺)

に十二月二十日に漂着、二十六日には大宰府に着いて正月を過ぎ、二月一日に難波、四日に奈良東大寺に到着したことが、『鑑真和上東征伝』（『鑑真過海大師東征伝』）に記されている。鑑真と関わりの深い人物として、吉備真備きびのみきびがいる。彼は藤原仲麻呂により天平勝宝二年（七五〇）大宰府の筑前守（国司）ついで肥前守に左遷され、佐賀の地に赴任している。翌年（七五二）十一月に再び遣唐使（入唐副使）として入唐し、帰国途上の天平勝宝五年十二月七日に屋久島に漂着、翌年一月に帰国し、